

# 「環境影響評価の基本的事項に関する点検の結果」に対する意見募集の結果について

1. 意見の提出状況  
提出件数: 13件(意見総数71件)
2. 意見の概要及び意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
	第二種事業の判定基準について	
1	<p>報告書では、「スクリーニングの意義を関係者に十分に理解されるよう所用の取り組みが必要」と書かれていますが、これでは極めて不十分です。</p> <p>対象地域で、既に大気汚染などが環境基準を超えている場合、「対象事業による付加量が極めて小さい」と評価している例が殆どです。その地域が環境基準を超えて汚染されているのは、過去において、これと同じ論理で事業が行われてきたためです。</p> <p>これでは「人の健康を保護し、生活環境を保全するため」に設定された環境基準は無意味です。</p> <p>このような場合には、対象事業によって既存の環境汚染が緩和されるか否かが環境アセス実施の要件とすべきです。</p>	<p>第二種事業は、法律において第一種事業(必ず法手続を要する事業)の種類に該当するものであって、第一種事業に準ずる規模であるもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要があるものとされています。従って、第二種事業の判定基準として、「既存の環境汚染が緩和されるか否か」を要件とすることは、現行の法律の規定に鑑み困難であると考えております。</p>
2	<p>スクリーニングについて、法改正は必要でないものの、その理念が理解されるような取り組みが必要としているが、後で文句がでていずれ第一種と同じことになるの心配から事業者を実施意思がないので、理解を求めるだけでは成果が期待できない。その根本には、一種と二種とを規模要件で規定することがあるので、むしろカナダなどで実施されている「クラス事業アセス」のように、これまでの実績から二種の事業枠を別に用意するのはどうか。また、韓国のように、スクリーニングの段階で「差し戻し」の判断をすることができるようにするのはどうか。</p>	<p>制度に関する事項については法律において規定されており、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
3	<p>第二種事業についての判定は、予防原則に基づき、かつ恣意性が入らないようにすべく、基本的事項に「原則」と「基準」を詳細に規定すべき。原則は「予防原則」であるはずである。このことを「基本的事項」にも明記すべきである。</p>	<p>基本的事項において、必要な「原則」や「基準」を示すことは重要なことと考えておりますが、一方で基本的事項はその性格上(すべての事業種ごとの主務省令が踏まえるべき事項を定めるもの)、個別具体的な基準を詳細に規定することは難しいとの制約もあります。なお、予防の考え方については、環境影響評価制度全体がその趣旨も踏まえたものとして設けられているものと考えております。</p>
4	<p>基準は予防原則を具体化するものであるべきである。ここでは、事業のうち環境影響のないことを証明できない場合、とすべきである。すなわち、環境影響のないことを証明できないものは、必ず環境影響評価を実施することを「基本的事項」に定めるべきである。</p> <p>以下の基準を全て満たすべきである。(1)規模要件以上の事業のうち、環境影響のないことを証明できる場合以外は第二種事業にすべきである。(2)環境基準に関する指標については、現状より悪化しないことを証明できる場合以外は第二種事業にすべきである。</p> <p>影響がないことと、影響があるかどうか分からないこととは全く異なるが、従来はこの区別を曖昧にしてきたと考えられる。影響があるかないか、あるいは特殊な影響判断を行う地域にあたるか否かの判定は、当該地域または施設に影響が及ばないことを証明できるか否かで判断するよう基本的事項に明文化すべきである。</p>	<p>第二種事業は、法律において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定が行われる必要があるものとして規定されており、「環境影響があるか否か」や「環境基準に関する指標が現状より悪化するかないか」の観点からの判定の考え方を基本的事項において位置付けることは困難であると考えております。</p>

5	<p>・環境影響を受けやすい地域として列記されているものについては、それらが影響地域(当該地域または施設に影響が及ばないことを証明できる範囲以外)に存在すれば必ず第二種事業にすべきである。</p> <p>・環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合は、それらが影響地域(当該地域または施設に影響が及ばないことを証明できる範囲以外)に存在すれば必ず第二種事業にすべきである。</p> <p>・既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合については、当該事業の影響地域(当該地域または施設に影響が及ばないことを証明できる範囲以外)に、過去5年間に環境基準を超える指標が1つでもあった地域(既に対策が取られて今後は基準を超える可能性がないことが科学的に証明できる場合を除く)は必ず第二種事業とすべきである。</p> <p>・この他、影響地域(当該地域または施設に影響が及ばないことを証明できる範囲以外)に公共事業計画、あるいは民間であっても当該環境指標に何らかの寄与をする施設建設計画があるものについては全て第二種事業とすべきである。</p>	<p>第二種事業は、法律において、第一種事業の事業の種類に該当するものであって、第一種事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要があるものとされており。</p>
<p>環境影響評価項目の範囲について</p>		
6	<p>気象の項目、すなわちその地域の気象観測によるデータの収集を是非項目としてあげていただきたい。</p> <p>地形等を改変(埋め立て)すれば、温度場や風の間が大きく変わります。これがそれぞれの地域の気象特性を作ったり、他の場所に影響を与えたりいたします。評価項目に大気質はありますが、この場合の大気質は、主に汚染物質の排出による拡散に必要な大気状態の調査・評価にあたって必要な気象観測です。汚染質の排出などを除いて、開発などによる気象環境場への影響などの評価を行う場合、実際に開発が行われているその場所の気象観測を行ってデータを収集するのではなく、主に近くの気象台等が観測しているデータを使っていることが多いです。気象環境の変化が生態系へ与える影響は非常に大きいものであり、現地の気象データを収集して評価するということは非常に重要なことと考えます。</p>	<p>調査地域の気象に関する情報の収集等については現行の基本的事項においても規定されていると考えております。また、近くの気象台等の観測データを利用することが必ずしも適当ではない場合に当該データが利用されないよう、基本的事項の趣旨を徹底していくことが重要であると考えております。なお、気象環境の変化が生態環境に与える影響については、今後の研究課題であると考えております。</p>
7	<p>評価項目に、「人間」もしくは「人の健康」を加えること。</p> <p>国や自治体の各種統計を見ても、大気汚染によると考えられる疾病やぜん息患者が増加しつつある。その傾向は、とりわけ大都市圏において顕著である。人間も自然の一部であり、これを除外しているのは合点がいかない。</p>	<p>環境影響評価法における調査等が行われるべき環境要素の区分の一つとして規定されている「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される項目については、環境基本法第十四条第一号に規定する「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、…環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」の確保を旨として、人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため調査等を行うこととされております。従って、「人の健康」の視点も、評価項目として位置付けられているものと考えております。</p>
<p>調査、予測、評価に関する一般的事項について</p>		
8	<p>基準達成型からベスト追求型に変更されたということであるが、依然として環境基準第一の実態である。「可能な限り回避あるいは低減する。」を実行させ、検証する仕組みを記載する必要があると思う。「可能な限り」の解釈が「ベスト追求」ではなく「できるだけ限界設定」ではないかと思われる。「ベスト追求」であることを明記して欲しい。</p> <p>基本的事項では、事業者の消極性向、逃避性向的対応を許さない規定を明記しなければ、「ベスト追求型」は実現が困難である。</p>	<p>ベスト追求型アセスへの転換については、現行の基本的事項においても明確に規定されているものと考えておりますが、今後より一層の運用改善に向けた取組が必要と考えております。</p>

9	一の(4)で、「(調査地域の)気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地または水域利用等の社会条件に関する情報を…」とありますが、この中に、「対象地域の人の健康状況」を加えて頂きたいと思います。	選定項目に係る環境要素の現状に関する情報として、人の健康状況と密接に関連する大気質等が調査対象として位置付けられているものと考えております。
10	一の(5)で「数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用または解析により…」に加えて、「過去の類似資料による統計的因果関係の解析」を加えて頂きたいと思います。	「過去の類似資料による統計的因果関係の解析」については、現行の基本的事項において「既存事例の引用または解析」の一部として位置付けられるものと考えております。
11	一の(6)で「事業者により実行可能な範囲内で…」では恣意的に判断される恐れがあるので、「その時点で確立されている手法の範囲内で…」と書き換えて頂きたいと思います。	事業者の恣意性による問題については、環境影響評価手続を通じた様々な主体の関与によって対応することが重要であると考えております。
12	それまで環境面で疲弊していた地域での再開発事業により、緑地規制や総合設計制度などで規定された規模を超えて緑地を整備する場合などにおいて、それを積極的に評価することで、都市環境の改善に資するようにすることを提案します。	御指摘のように、環境がより良い状態に変化するような場合も含めた環境の状態の変化も幅広く環境影響評価において検討対象とされるようにすることが重要と考えております。
13	環境基準を定めている各指標をはじめ、当該事業で負荷が発生すると考えられる指標(明らかに負荷がない指標以外)についてできるだけ広く評価を実施し、現状をできるだけ正確に把握することを明記すべきである。環境を現状より悪化させないことを最も重要な原則として明記すること。具体的には環境基準を定めている各指標をはじめ、当該事業で負荷が発生すると考えられる指標について、悪化しないことを、基本的事項に原則として明記すべきである。	環境影響評価の項目や調査等の手法については、法律において、環境基本法第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている知見に基づき、環境影響評価を適切に行うために必要であると認められるものを主務省令で定めることとされております。なお、「環境を現状より悪化させない」ことは重要な事項と考えており、現行の基本的事項においても評価手法の選定に関する留意事項や環境保全措置指針において、環境影響の回避の観点からの評価や対策の検討の必要性が規定されております。
「自然的構成要素」に係る項目の調査等の基本的な方針について		
14	人の健康を保護する視点から、大気汚染の予測・評価に当たっては、年間平均値のみではなく、影響が大きくなる季節にも予測する。そのほか、必要に応じて短時間予測も実施して影響の程度を評価することが必要です。	「予測の対象となる時期」において、必要に応じて供用後の影響が最大となる時期も予測時期に設定される必要があることを基本的事項において新たに明確にすることを考えております。
「動植物、生態系」に係る項目の調査等の基本的な方針について		
15	生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全については、当該影響地域の全ての種について、悪影響を及ぼさないことを示すべきである。	影響地域の全ての種について悪影響が及ばないか否かについて把握することは、科学的知見の限界等の観点からも困難であると考えております。
「自然との触れ合い」に係る項目の調査等の基本的な方針について		
16	「触れ合い活動の場」の調査方法について、利用状況を加えるよう言及したことを歓迎します。ただし、利用状況を利用者の量だけでとらえず、その地域における存在価値という側面を調査する手法を構築していただきたいと思います。 CVM手法などを用いた既往調査によれば、都市緑地や里山、河川敷などの環境に対する評価は、利用者よりも、それを借景として享受している人の方が積極的に評価しているケースが少なくないことが知られています。「触れ合い活動の場」の保全が焦点となる場合は、幅広い利用の概念から積極的に調査するように促していただきたいと思います。	新たに追加を考えている利用状況については、必ずしも利用者の量だけでとらえることを想定したのではなく、利用形態・内容・時期等の様々なものを含むものとして考えており、存在価値についても必要に応じて調査等が行われるものと考えております。
「環境への負荷」に区分される項目の調査等の基本的な方針について		
17	温室効果ガスについて、地球温暖化防止の対策が急務となっている状況で、環境影響評価法の適用を受ける新設設備は、温室効果ガス排出量削減において、トップランナーであってほしい。既存の施設の同業形態のトップランナーの温室効果ガス排出量原単位をもとに、判断基準を決定し評価する必要がある。	環境影響評価における事業者による評価として、実行可能より良い技術を取り入れているか否かの観点からの評価が、現行の基本的事項において位置付けられております。

18	<p>二の(4)「…温室効果ガスの排出量などを把握して、調査、予測、評価を行う」とされていますが、道路建設や発電施設建設事業などでは、「対象事業の工作物等が一定の時間が経過した後に撤去・廃棄することとなる場合、これらも影響要因として抽出する必要がある。」のは勿論、自動車交通による温室効果ガスの排出量や建設事業に用いる資材(鉄鋼やセメントなど)の生産時に排出された温暖化ガスの調査を行うようにして頂きたいと思います。</p>	<p>御指摘の影響要因についてはいずれも重要なものと考えており、今後の検討課題として考えております。なお、事業者が調査等を行うことを妨げるとの趣旨ではありません。</p>
19	<p>・環境への負荷については、温室効果ガス排出量と廃棄物等が規定されている。いずれも何をどういう目標で、どういう基準で評価するのか極めて不十分であり、白紙委任に近く、問題である。          ・温室効果ガス排出量は、工事中及び供用後の排出量が、あげられた代替案(事業を実施せずもっぱら需要抑制で対処した場合、および自治体の長や住民等あるいはその推薦する専門家などより提案された代替案を含む)の中で最小になるものを原則として選択することとすべきである。          ・廃棄物については単に最終処分量の質量または体積に換算するだけで、最終処分の質、中間処理を問わないのではなく、廃棄物に関する負荷を有害物質を中心に全て比較検討すべきである。</p>	<p>・温室効果ガス及び廃棄物については、第一義的には発生量(廃棄物についてはリサイクル量、最終処分量の観点も含め)のより一層の低減の観点からの評価が重要と考えております。          ・また、廃棄物に含まれるおそれのある有害物質については、必要な場合には「環境への負荷」の観点のみならず、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」の観点から大気質や水質等への影響について環境影響評価が行われる必要があることは現行の基本的事項においても位置付けられているものと考えております。</p>
標準項目、標準手法について		
20	<p>参考項目・参考手法への名称変更よりも、オーダーメイド型を尊重して、縛りを全く外したほうがよりベターではないか。</p>	<p>標準項目・標準手法については、それらがメリハリ付けを妨げているとの指摘がある一方で、法施行以来、項目等の選定について大きな混乱を生じさせなかった効果があったとの指摘(技術検討委員会における)もあることから、メリハリ付けを妨げないことを前提に、参考となる情報は引き続き「参考項目・参考手法」として事業者に示すことが適切と考えております。</p>
21	<p>「標準項目」「標準手法」の名称が強い縛り感を持たせるとして、「参考項目」「参考手法」と改めるとしているが、技術指針はともかくとしても、問題発生の根幹になっている事業別マニュアルの販売を止める位の措置が必要ではないか。そして、マニュアルにこだわらない「はみ出し運用」の既存事例を環境省が公表して、メリハリのある弾力的運用を推奨する位の措置が望まれる。</p>	<p>メリハリの効いた的確な環境影響評価に向けて必要な取組を推進していきたいと考えております。</p>
22	<p>事業の工事の実施および供用にあたり、負荷増加になりうるもの全てを対象とすべきである。環境基準を定めている各指標をはじめ、当該事業で負荷が発生すると考えられる指標全てについて、事業を実施した場合とそれ以前を全ての環境指標について比較し、悪化する指標が一つもないことを確認することである。</p>	<p>環境影響が懸念される要因は、幅広く環境影響評価の対象となりうると考えておりますが、悪化する環境指標が一つもないこととなるケースは実態上想定しにくいと考えております。悪化する可能性のある項目については、事業者により環境保全措置の検討が行われるものと考えております。</p>

項目・手法の選定について		
23	<p>工作物の撤去・廃棄に伴って懸念される環境影響の把握、地域特性の時系列変化などについて言及されたことを歓迎します。これらに関連して、撤去・廃棄される工作物が建造される以前からの土壌汚染の可能性について、土地の環境履歴を過去の土地利用図などから把握することを推進するよう提案します。</p> <p>大都市部では、激甚な大気汚染などの公害問題を経験した1970年代に、公害発生源型工場の郊外移転を促進するために、当該工場の跡地買収事業が自治体により積極的に取り組まれました。この時代には、市街地土壌汚染対策の必要性についての認識が十分に形成されておらず、土壌汚染の有無を確認せずに買収し、公営住宅などの他用途に転用されたケースが相当数あると考えられます。</p> <p>もしこのような土地で、重金属などの土壌汚染が潜在していた場合、工事過程などで暴露し、水や周辺大気に拡散する可能性があります。それを把握する第一歩として土地の環境履歴のレビューは重要です。</p>	<p>汚染されている土壌に対象事業が立地することによる環境影響については、これまでも環境影響評価の対象となっております。なお、事業者は地域特性の把握に当たり、現在の情報のみならず過去の動向を把握する必要があることを、基本的事項において新たに明確にすることを考えております。</p>
24	<p>撤去・廃棄をアセス項目選定の対象としているのは、時期をえたものであり、これによりダム等の撤去、廃棄物処分場の再生が対象になる。これを機会に、原発撤去への環境影響評価へのより強い介入を考えていただきたい。</p>	<p>対象事業の実施後に当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去等が行われることが予定されている場合に、当該撤去等に係る影響について環境影響評価が行われるよう、基本的事項において新たに明確にすることを考えております。</p>
25	<p>地域特性の時系列的変化であるが、道路事業の場合は、都市計画決定から事業化まで40～50年はざらである。また、アセス開始から併用まで10～15年は通常の経過である。この間に社会情勢や環境情勢は変化している。しかし、この時系列的変化はアセスやアセス後の事業に反映されていない。これらの場合は追加か、補充かのアセスを義務づけることを基本的事項に盛り込むべきと考える。アセスの客観性を確保する上で必須のことである。</p>	<p>追加または補充のアセスの義務づけについては、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
26	<p>事業特性に関し、当該事業に関する「利用可能な最良の技術」を明記すべきである。当該技術の記述に故意又は過失で事実と異なるものがあつた場合は評価し直しと明記すべきである。また、あえて「利用可能な最良の技術」を使用しない場合はその理由を示させること、理由は物理的な支障であつて、金額は理由にならないことを明記すべきである。</p>	<p>現行の基本的事項において、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否か等の方法により、環境影響を回避・低減するための検討が必要であることが規定されております。また、評価については、その結果に至った根拠や検討経緯についてが明らかにされる必要があることを、基本的事項において新たに明確にすることを考えております。なお、御指摘の評価し直しについては、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
予測手法の選定について		
27	<p>「予測の対象となる時期」も明記すること。空港の存在による潮流変化の予測等、数値シミュレーションによつても、中長期的な予測は技術的に可能であるところ、予測対象にした時期、期間をまず明記させるべきである。</p>	<p>予測対象にした時期や期間については、現行の基本的事項の「予測の前提条件の明確化」において、それらの内容や根拠について明確にする必要があるものに含まれているものと考えております。</p>
28	<p>予測手法について、「…地域特性を勘案し、…」としていますが、実際には地域特性に関係なく、一律に予測手法が選ばれています。例えば、大都市の超高層ビル群のストリート・キャニオンにおいても、高尾山などの山谷複雑地形でも、一律に定常型プルーム・パフモデルによつて数値計算が行われています。従つて、地域特性を寄り具体的に記述して下さい。</p>	<p>地域特性を勘案し、適切な予測方法を選定する必要があることについては、現行の基本的事項においても規定されているものと考えております。</p>

29	<p>予測の前提条件の明確化に関して、他のコンサル会社あるいは専門家においても追証の計算が可能な程度に、原単位や計算手法の内容、トライアル計算の過程、初期条件の設定内容などを詳細に記載させることを明記すべきと考えます。</p> <p>理由：住民側の専門家において数値モデルの妥当性を検証しようにも初期条件や原単位、計算手法などの記載が省略されていると追証が不可能であり、アセス法の住民参加の趣旨が技術面から制限されることとなります。</p> <p>このような現状では、数値シミュレーションという手法そのもの及びその結果に一般住民は懐疑的にならざるを得ません。数値シミュレーションでは誤魔化しが容易と揶揄されても仕方ないと思われれます。アセス技術としては今後ますます数値シミュレーションが多用されていく方向になると思われれますが、予測の前提条件の明確化を「追証的計算が可能な程度」など抜本的に厳しく規定し、信頼性のあるレベルを早急に確保していくことが必要と考えます。</p>	<p>現行の基本的事項の「予測の前提条件の明確化」において規定されている事項が明確にされることにより、より具体的に予測方法の内容が明らかになるものと考えております。</p>
30	<p>予測の前提条件の明確化について、「予測の手法の特徴及び適用範囲、予測の前提になる条件、予測に用いた原単位及びパラメータ等…」とありますが、例えば、海面上と陸面上では地表の凹凸度も熱的条件も大きく違います。こういう立地条件に適用するオフショアモデルを用いないで、相変わらず定常型のプリューム・パフモデルが用いられています。</p> <p>多様な予測手法の中から適切なものを選ぶことそして各予測モデルの適用限界を記述して下さい。</p>	<p>地域特性を勘案し、適切な予測方法を選定する必要があることについては、現行の基本的事項においても規定されております。なお、予測モデルの限界については、現行の基本的事項の「予測の前提条件の明確化」の規定において、予測の手法の特徴及びその適用範囲についても明らかにすることが規定されております。</p>
31	<p>予測にあたっての前提条件、原単位、パラメータの明示に関する点検結果は適切である。予測があたらないのは、予測手法の稚拙よりも前提となる計画緒元の不確実によるところが多く、感度解析はもっと積極的に導入すべきであると考えます。なお、周年調査において、会計年度と自然の季節変動との乖離が問題を起していることは点検結果の示す通りである。</p>	<p>いわゆる感度分析については、その必要性を基本的事項において新たに明確にすることを考えておりますが、それがより積極的に行われるよう必要な取組を推進していきたいと考えております。</p>
32	<p>バックグラウンド濃度の予測などについて、科学的予測に行政の環境保全計画による大気汚染物質の削減計画などを用いることは不適切です。これまでに行われた道路環境アセスメントでは予測結果が大幅にはずれたとの理由に事業者自身がこのような削減計画が計画通りに行われなかったことを挙げています。</p>	<p>基本的事項の規定に基づき、いわゆるバックグラウンドを適切に設定(国や地方公共団体による施策等の効果を見込む場合にはその施策等の内容を十分に明らかにすることとされている)されるよう、引き続きその趣旨を徹底していきたいと考えております。</p>
33	<p>将来の環境の状態の設定のあり方について、問題は「国又は地方公共団体による…保全措置の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるよう整理されるものとする。」の「効果」と「措置」の科学的・社会的・政治的妥当性である。大気汚染公害等の削減計画(環境基本計画等関係政策や対策)等の未達成事実にも関わらず、これらの「効果」と「措置」が正当性を与えられており、これが「アセスメント」としてアセス制度の不信根性の根源となっている。</p> <p>「効果」の程度及び内容については、そもそも「不確実」なものであるから、「効果がない場合」から「効果があるとしてその程度の段階的程度」と複数の予測とその段階に応じた「保全措置」とその「効果」を明記するよう基本的事項において明記すべきと考える。</p> <p>環境影響評価の合理的科学性が関係住民等から信頼されることが環境影響評価の今後の命運を左右するものであることを自覚されたい。</p>	<p>現行の基本的事項の規定に基づき、バックグラウンドを適切に設定(国や地方公共団体による施策等の効果を見込む場合にはその施策等の内容を十分に明らかにすることとされている)されるよう、引き続きその趣旨を徹底していきたいと考えております。なお、国や地方公共団体は自らが策定した計画等の達成に向けた最大限の取組が必要であることは当然のことと考えております。</p> <p>なお、環境保全措置についてその効果が明らかにされる必要があることは、現行の基本的事項においても位置付けられております。</p>

34	<p>(予測の前提について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、予測にどのような前提を行うか、それを全て記載するかどうかは事業者の裁量に任されており、極めて問題である。</li> <li>・予測の前提(交通量、生産量など)を全て明らかにすることを基本的事項に明記すべきである。</li> <li>・基本原則として、事業(工事、供用の双方)の環境負荷の上限量を評価することとし、従って予測値は事業の工事負荷、供用後の利用量の最大値を前提とすることを明記すべきである。事後評価でこの値を超えた場合は環境影響評価に欠陥があったとみなすべきである。</li> </ul>	<p>予測に当たっての前提条件については、その内容及び妥当性を明らかにできるよう整理される必要があることが、現行の基本的事項において規定されております。</p> <p>予測の対象となる時期については、工事段階においては影響が最大となる時期に設定される必要があることが現行の基本的事項に規定されており、供用後においても、定常状態に加え、設定可能であれば影響が最大となる時期に設定されるよう、基本的事項において新たに明確にすることを考えております。</p>
35	<p>(最大負荷の予測について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価で、工事や供用の一部しか評価されないようでは問題である。当面の工事がたとえ一部であるとしても、その後の追加工事・供用で予測される最大負荷も評価すべきである。</li> <li>・当該地域の環境負荷の発生源別要因分析を行い、交通量、生産量などの変化が生じた際にどのような影響があるかを事前に明らかにすべきである。</li> <li>・予測対象時期は通年とし、最も条件の悪い時期を必ず調査時期の中を含むべきである。</li> </ul>	<p>予測の対象となる時期については、工事段階においては影響が最大となる時期に設定される必要があることが現行の基本的事項に規定されており、供用後においても、定常状態に加え、設定可能であれば影響が最大となる時期に設定されるよう、基本的事項において新たに明確にすることを考えております。</p> <p>また、環境影響評価の段階で事業の一部のみの供用が予定されている場合には、これによる影響が懸念される時期も必要に応じ予測時期に設定されるよう基本的事項において新たに明確にすることを考えております。</p>
<p>評価手法の選定について</p>		
36	<p>評価の手法の選定に関し、環境基準や環境の目標値との整合性について厳格な対応をさせること。</p> <p>大気汚染等、すでに環境の基準を超えているにも拘わらず準備書等で「地域への影響は軽微である」等と閣議決定アセスのときのような評価を行い、計画の強行が図られている事例があまりに多い。これでは、人の健康はもちろん環境への影響は免れない。また行政の大気汚染対策も進まない。将来の地域の目標値が、明確に環境基準を下回るとか、他の発生源との間で汚染排出量削減の取引する等しない限り、原則として計画を認めないようにすべきである。</p>	<p>現行の基本的事項においても、環境基準との整合性について検討が必要であることが規定されておりますが、さらに環境影響の回避・低減に係る評価の必要性が規定されています。環境基準の達成については、事業者はもちろんのこと、国や地方公共団体も最大限の取組を推進する必要があると考えております。なお、環境影響評価制度において、事業計画を認めない基準を明示することは制度の趣旨に鑑み難しいものと考えております。</p>
37	<p>(環境を悪化させない原則とその手段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施した場合とそれ以前を全ての環境指標について比較し、悪化する指標が一つもないことを確認すべきである。また、事業を実施した場合に、国や自治体の定める環境基準を全ての環境指標が満たすことを確認すべきである。環境基準を超えなければ問題ないとするような評価を許さないよう、すなわちそのような発想の主務省令ができないよう、基本的事項に厳格に書き込むべきである。</li> </ul>	<p>悪化する環境指標が一つもないこととなるケースは実態上想定しにくいと考えておりますが、評価項目については、現行の基本的事項を踏まえ、事業者により実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討が行われるものと考えております。</p>
38	<p>(代替案について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案は必ず記載すべきである。</li> <li>・環境保全措置以前に、事業全体に対する代替案を複数示し、そのなかには事業を実施せずかつ需要増加を放置する場合、実施せずかつ需要増加を抑制する場合を含めるべきである。また代替案の環境負荷を全ての環境指標について比較すべきである。</li> </ul>	<p>建造物の構造・配置の在り方等を含む幅広い環境保全対策を対象として複数案を検討することについては、現行の基本的事項の位置付けられております。また、事業を実施しないことについては、現行の基本的事項において、「将来の環境の状態の設定のあり方」において、いわゆるバックグラウンドとして検討することが位置付けられていると考えております。</p>

環境保全措置の検討の考え方について	
<p>39 「環境保全措置指針に関する基本的事項」のなかで、「ノー・ネット・ロス」の考えを明示する。 特に生物多様性確保の観点からは、これがノー・ネット・ロス(生息地としての環境の価値を、事業前後で減らさない)を意味するものなのかどうか、これまで明確ではありませんでした。基本的事項を解説した「逐条解説環境影響評価法」(環境庁環境影響評価制度推進室監修、ぎょうせい、1999年)においても、ノー・ネット・ロスという言葉が使われていません。こうしたこともあり、環境保全措置という場合、特に代償措置をどの程度まで実施することが必要かを巡り、関係者間に混乱が生じています。わが国では、自然環境の量的減少、質的劣化が依然として続いています。基本的事項の見直しはおおよそ5年に1回しかありません。生物多様性のこれ以上の減少を止め、わが国を持続可能な社会とするため、環境省として、環境の価値の「ノー・ネット・ロス」を、基本的事項において明示する必要があります。</p>	<p>「ノー・ネット・ロス」については、その考え方は代償措置の検討に当たり重要なものであると考えていますが、「ネット」に関する具体的な定量化の方法等については必ずしも我が国では一般化されていないことから、今後、環境影響評価に関する技術基盤整備の一環として必要な検討を進めていくことにしたいと考えております。</p>
<p>40 「環境保全措置指針に関する基本的事項」のなかで、ハビタット評価手続き(HEP)を生態系の予測手法として例示する。 数ある定量的な生態系の予測手法のなかでも、HEPが特にすぐれている理由としては、潜在的な環境価値(ハビタット価値)を評価対象としていること、時間軸を考慮した評価であること、シンプルで分かりやすいこと、状況に応じて、簡易なものから高度なものまで様々な評価レベルを選ぶことができること、などが挙げられます。 生態系の予測手法については、これで十分というところまで手法が開発されるのを待って導入するという考え方は適切ではなく、また現実的でもありません。委員会報告で指摘されたHEP自身、1976年にアメリカ合衆国魚類野生生物局で開発されたあと、連邦政府、州政府等によって、それを実際に利用し、そこから得られた知見を数理モデルにフィードバックし、モデルの修正が常に加え続けられて今日に至っています。事業関係者においては、不完全であることに留意しつつ利用し、そしてベストな環境保全措置の検討を行っています。日本の環境影響評価技術を向上させるという観点からも、HEPを、生態系の予測手法として例示するよう、環境省として、この機会に踏み込む必要があります。</p>	<p>HEPを始め、数理モデル等による定量的な生態系の予測手法の開発と普及に向けた取組の必要性は技術検討委員会においても指摘されており、今後、環境影響評価に関する技術基盤整備の一環として、必要な検討を進めていくことにしたいと考えております。</p>
<p>41 「生態系の定量評価」 その導入が急務とされているが、これについては小規模な事例への適用が公表されているだけである。大規模事業における実施例を早く示し、結果を見せることが大事である。沖縄での陸上・海岸部での開発への適用が試金石となる。代償措置が最後の手段であることを強調しているのは適切であるが、30年放置したため鳥の楽園となった木曾岬干拓地の例(方法書平成13年、準備書平成17年)にみるように、急いで移植したりする代償措置が最善かどうか考えてよいのではないか。この点で、代償措置の先行試行や事後調査との連携を指摘しているのは適切である。ただし、HEPは特定の種の定量的評価に役立つものの、競争・すみ分け関係のある複数の同位種がある場合への適用が難しく、結果として多様な種からなる生態系が扱えるかどうか問題ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、生態系の定量的な評価(例えば、HEP)については、その手法の確立に向けて、十分な検討が必要であると考えております。</p>

42	<p>一の(2)及び二の(2)に書かれている「事業者により実行可能な範囲内」という文言は、事業者の恣意的判断に左右される恐れが大きいし、実際上事業者が「実行不可能」と判断するケースが多いので、「その時点で確立されている手法の範囲内で…」と書き換えて頂きたい。</p>	<p>事業者の恣意性による問題については、環境影響評価手続を通じた様々な主体の関与によって対応することが重要であると考えております。</p>
43	<p>事業内容の具体化の過程で検討された環境保全措置の検討経緯や内容の記載を求めているのは妥当であるが、「計画案自体の絞り込み過程の記載」が必要であろう。</p>	<p>事業特性に関する情報については、事業内容の具体化の過程で検討された様々な環境保全の配慮がある場合には、その検討経緯や内容についても含まれる必要がある旨を基本的事項において新たに明確にすることを考えており、これにより環境保全の観点からの計画案の絞り込み過程の記載が可能であるものと考えております。</p>
44	<p>・代替案(の一部)としてあらゆる環境保全措置を検討すべきである。          ・環境保全措置には、(1)事業を実施せずかつ需要増加を放置する場合、(2)事業を実施せずかつ需要増加を抑制する場合、の2点は必ず含めるよう、基本的事項で指示すべきである。          ・利用可能な最良の技術を全て検討するよう、基本的事項で指示すべきである。コストは排除の理由にはしないことを明記し、利用不可能という場合は物理的に適用不可能なことを証明させるべきである。</p>	<p>建造物の構造・配置の在り方等を含む幅広い環境保全対策を対象として複数案を検討することについては、現行の基本的事項においても位置付けられております。また、事業を実施しないことについては、現行の基本的事項の「将来の環境の状態の設定のあり方」において、いわゆるバックグラウンドとして検討することが位置付けられております。          また、現行の基本的事項においては、実行可能なより良い技術を取り入れられているか否か等について検討すること等により、環境影響が回避・低減されているか否かを評価することとしており、その検討を通じて利用可能なより良い技術の観点からの検討も行われるものと考えております。</p>
45	<p>回避以外の、低減、代替については検討委員会も注文をつけているが、その順位が運用に完全に活かされるよう、低減、代替について事業者が提案する場合、それより高位の措置(回避など)が不可能なことを証明させることを基本的事項に書き込み、主務省令に必ず規定されるようにすべきである。また、事業者がそのような提案を行い、住民や専門家からより高位の措置(回避など)の案が示された場合には特段の問題がなければコストのいかに関わらず採用することとすべきである。</p>	<p>回避・低減・代償のプライオリティや、代償措置は回避・低減を優先的に検討した上でそれでもなお残る環境影響について検討が行われるべきものとの考え方について、今後とも周知を図っていくこととしたいと考えております。</p>
<p>代償措置の考え方について</p>		
46	<p>「環境保全措置指針に関する基本的事項」のなかで、生物の多様性を確保するうえで、回避・低減を検討したうえでなお残る環境影響に関する対策として、ミティゲーション・バンキングの仕組みが有効であることを示す。代償措置の効果の不確実性を補うという観点、また、特に生物多様性確保という観点から、事業地域が存する地域全体として、又は我が国全体として、生物多様性を確保するため、回避・低減を検討したうえでなお残る環境影響に関する対策として、ミティゲーション・バンキングの仕組みが有効であることを、環境省として、基本的事項において示す必要があります。</p>	<p>「ミティゲーション・バンキング」については、代償措置の検討に当たりユニークな仕組みであると考えられますが、今後の研究等の進展状況を踏まえ、必要な検討を進めていくこととしたいと考えております。</p>

事後調査について		
47	<p>二の(3)および(6)「不確実性の程度」に関しては不確実性が大きい場合、事後調査で環境影響が著しいことが明らかになった場合の措置を定める必要があります。</p>	<p>予測の不確実性が大きい場合等において、環境への影響の重大性に応じ事後調査の必要性が検討されることが、現行の基本的事項に位置付けられています。また、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合の措置(対応方針)を明らかにする必要があることについても、位置付けられています。</p>
48	<p>「環境影響評価の段階で適切かつ十分な環境保全措置をすることが基本であり、安易に事後調査に頼ることは適当ではない」は極めて重要な指摘である。事業者が事後調査に逃避しているのが、現実の実態である。</p>	<p>制度を適切に運用していくことが重要と考えております。</p>
49	<p>事後調査結果と保全措置に関係住民等は大きな関心と期待を持っている。これに応えようよう手続きを整備すること。環境影響評価手続きと同様に、説明会・意見書・見解書・評価書等の手続きを設定すること。</p>	<p>新たな手続きに関する事項は、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
50	<p>・事後調査・評価は、現行規定のように「予測の不確実性が大きい場合」という例外的とも受け取れる表現では問題である。事後評価は事前評価の検証のためにも必ず実施すべきである。また、事後評価は単なる調査でしかも1度だけ時期限定で実施するのではなく、事前評価と比較可能なように1年間実施し、回数も1年おきなど頻繁に行うよう、確実に主務省令に記載させるために基本的事項で具体的に指示すべきである。</p> <p>・事前評価を実施しない項目について事後評価で環境負荷が認められた際には、当該負荷は事業による悪化とみなすことを基本的事項で具体的に指示すべきである。</p> <p>・事前評価の値は当該地域の事実上の環境基準値とみなし、予測を上回った場合(事前評価を実施しない項目について事後評価で環境負荷が認められた場合を含む)にはただちに改善措置(緊急措置)をとるべきである。改善措置の発動要件は事前に決めておくよう基本的事項で指示し、具体的措置または要件がない場合は環境大臣は供用停止と解し、停止を求めるべきである。</p>	<p>・事後調査については、その実施がより幅広く検討されるようにするため、基本的事項において、それが行われることとなる場合の例示を増やすことを考えております。なお、事後調査の具体的な方法については、環境影響評価の項目や地域特性等に応じて多様であると考えられることから、基本的事項において画一的な規定は位置付けておりませんが、事後調査を行うに当たってあらかじめ明らかにされるよう、現行の基本的事項においても規定されております。</p> <p>・事業実施後に、環境保全上の支障が生ずる場合は、事前評価の実施の如何にかかわらず、対応されるべきものと考えております。</p> <p>・現行の基本的事項において、改善措置(緊急措置)を位置付けることは困難であると考えております。</p>
その他		
51	<p>基本的事項に関する告示を改正するに当たっては、現在方法書審査等のアセス手続きを進めている事業に対しては適用除外とすべきであり、今後アセス手続きを開始する事業に対しては一定の準備期間を設けていただきたい。</p>	<p>基本的事項は、事業種ごとの主務省令を通じて個々の事業に反映されることとなりますが、主務省令における「適用除外」に関する事項については、今後、主務省令の見直しに際して、必要に応じ、検討が行われることとなります。</p>
52	<p>原子力安全・保安院が実施した「発電所に係る環境影響評価における項目削除・手法簡略化の考え方(規制改革推進3か年計画(再改訂)関連)について」(2004年3月31日公表)の結果を考慮するとともに環境負荷低減を目的とした設備更新事業などに対するアセス手続きの簡略化について、具体的に検討する必要性についても組み入れていただきたい。</p>	<p>基本的事項については、「発電所」事業を含むすべての法対象事業種を対象にした横断的な事項を規定するものであり、特定の事業種に関連する事項を基本的事項において個別に盛り込むことは、必ずしも適当ではないと考えております。また、アセス手続き自体の簡略化については、基本的事項で規定すべき事項の枠外であると考えております。</p>
53	<p>方法書が確定した時点における住民への周知手続を新設すべき。住民は準備書縦覧までアセス情報が得られないこととなる。また、提出した意見の反映状況がわからないまま、アセスが進行することとなる。</p>	<p>新たな手続きに関する事項については、基本的事項で規定すべき事項の枠外であると考えております。</p>

54	<p>地域特性に関する情報の把握(過去動向、将来計画)、触れ合い活動の場の調査(利用状況)などの追加により情報の収集整理作業が相当程度増加すると予想されます。</p> <p>また、地域特性の時系列的変化を踏まえた調査情報・調査手法の選定、対象事業の環境への寄与と対象事業が実施されない場合の将来環境の状態区別、予測の不確実性の前提条件の違いによる予測結果のばらつき検討などにより事業者の負担が相当大きくなることが予想されます。</p> <p>これらのことから、負担軽減施策として、国における手法等の標準化、簡略化の取組み、自治体における地域特性に関するデータベースの充実と公表などを積極的に進めていただきたい。</p>	<p>国による環境影響評価の手法等の標準化については、事業者による創意工夫のある、メリハリの効いた効果的な環境影響評価の促進を妨げるものと考えており、必ずしも適切な取組とは考えておりません。簡略化の取組については、それが適切な場合には創意工夫の一環として事業者により積極的に行われることが望ましいと考えております。なお、地方公共団体による地域特性に関する情報整備については今後取組が必要と考えております。</p>
55	<p>事後調査の知見を始めとする、多くの科学的知見をアセス技術の改善に活用するための仕組みを環境省で作ってほしい。各コンサルや住民からの意見を受け付けるような組織作りが必要。</p>	<p>事後調査に関する知見をはじめ様々な技術情報については、その整備や普及に向けての取組が必要と考えております。</p>
56	<p>「オーダーメイド」「ベスト追及」「検討プロセスをわかりやすく明記」といった重要なキーワードが位置づけられたことを大いに歓迎します。この方向において見直しが行われ、実践に反映されることを願います。</p> <p>これが実践されるためには、事業者における環境配慮の姿勢の強化、コンサルタントにおける技術や環境マインドの向上が図られるように、国としても対策を強化していただきたいと思えます。</p> <p>また、NGOの立場としては、従来の重箱の隅をつつくような議論ではなく、この点検結果にあるような視点から、より建設的な意見が形成できるように研鑽していく必要を感じています。その意味でも、NGOを対象としたアセス制度に関する研修の機会を充実することを要望します。</p>	<p>今後とも環境影響評価制度やその運用についての充実・強化に向けて必要な取組を進めていきたいと考えております。</p>
57	<p>アセスの図書をわかりやすく記述することなど、コミュニケーションの改良について触れられていることは評価します。しかし、コミュニケーションは調査予測とともにアセスの両輪をなすものでありながら、実態として軽視されているという問題意識を持つ立場からは、もっと事業者やコンサルタントのメンタリティーを高める位置づけが必要だと考えています。そこで、コミュニケーション技術に関して、「事業の種類に拘わらず横断的に基本となるべき事項」のひとつの柱に位置づけて、そのあり方を示すことを要請します。すでに『参加型アセスの手引き』(平成14年)において、コミュニケーション技術のあり方が具体的に示されていますので、その活用を期待します。</p>	<p>環境影響評価におけるコミュニケーション技術について基本的事項に位置付けることは、その性格上難しいと考えておりますが、検討委員会報告で指摘されているとおり、コミュニケーションの重要性は十分に認識しており、今後ともその開発・普及に努めていきたいと考えております。</p>
58	<p>NO<sub>2</sub>の環境基準が日平均値の98%値で判断されていますが、この基準が経験則で作られて以来27年を経ているにも拘わらず、一度も見直されていません。日平均値がよいのか年平均値がよいのかを含めて再検討する必要があります。</p> <p>道路からの騒音の環境基準も幹線道路近接空間などと言う概念はあいまいであり、見直す必要があります。</p> <p>これらは直接には、環境影響評価法の問題ではありませんが、密接な関係を持つ環境基本法として検討課題だと思います。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、環境影響評価法の枠外であると考えております。</p>

59	<p>方法書の形骸化 本点検結果では触れていないが、計画が未確定なまま方法書を公表する悪しき実例が続いており、これが方法書の形骸化を助長している。内容が余り固定化しない前でも方法書をだすようにとの環境省のアドバイスがあると聞くが、今問題になっているのは「調査・予測・評価の手法が未定な場合は、これらの項目だけを記載してよい」を「計画の内容が未定な場合」に拡張解釈しているところにある。このあたりの明文化が必要ではないか。また、方法書公表と準備書と公表との時間間隔が、たとえば半年しかないように異常に短いのは、方法書の形骸化の表れであり、調査が済んでから方法書を出すのがその理由である。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
60	<p>審査の問題 方法書の段階での審査について、環境省が直接口を出すことはできないのは明らかであるが、「事例に基づいての参考意見の公表」といった形での介入があってもいいではないか。特に、事業者が内部で「技術検討委員会」といった機関によるお墨付きをえてから公表するのは、環境影響評価の手続きの精神からみて好ましくなく、廃止を要望すべきではないか。これに関連して、地方公共団体における審査会の運用についての指針が必要である。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
61	<p>アセス実施者の資格検定については、環境影響評価は個人技術者の能力よりもチームとしての能力が問われているのであるから、第三者機関によるコンサルタント企業の「格付けチェック」の方がより効果をもつのではないか。</p>	<p>基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えておりますが、検討委員会報告でも指摘されており、コンサルタントの技術力の向上は重要な課題であると考えております。</p>
62	<p>(コンサルタントの技術レベルの向上) ・これまでの全ての公共事業について、評価を行ったコンサルタントを公表すべきである。 ・事業の開始時(方法書以前)に、担当するコンサルタント名と、当該コンサルタントがこれまででけた評価を一覧にして公表すべきである。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
63	<p>住民等への情報提供についての指摘は適切であり、すでに方法書のインターネットへの公表、準備書・評価書のCD-ROMによる配布などの事例があるので、これの普及のための措置が望まれる。いくつかの地方公共団体でドキュメンテーションの指針を定めているが、これには上記のIT化、説明会・公聴会の運用指針を含む「市民参加型環境アセスメント」のマニュアルが必要であろう。</p>	<p>基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えておりますが、検討委員会報告でも指摘されており、一般の方々等への情報提供等に関する取組を進めていきたいと考えております。</p>

64	<p>(住民等への情報提供等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、住民に方法書、準備書、評価書等を見せないためと見られるような、縦覧施設を絞り、コピーも取らせないような非常識な運用が随所で行われている。これを改め、方法書、準備書、評価書等は縦覧期間開始後(縦覧期間終了後を含む)いつでもインターネットで公開するとともに(公開しない場合は手続き違反とすべき)、希望者には求めに応じてただちにコピーを提供する制度とすべきである。自治体より、著作権を主張する者がいて公開の妨げになっているとの意見があると今回資料に掲載されている。法令に関する文書に著作権を主張して公開を拒むような事態を排除するため、公開の制度化を求める。</li> <li>・環境影響評価は住民や専門家の監視が極めて重要である。必要な情報は基盤として国・自治体が日頃から整備、提供しておくべきである。(1)環境基準を定めている指標については、環境省及び自治体はできるだけ調査地点を増やし、結果を住民に公表し、また住民や専門家の求めに応じて過去の時系列データをいつでも提供可能にしておくべきである。(2)環境基準未達成地域、各生物の種別の生息域、学校、保育所、病院、老人福祉施設などの所在、気象条件の特殊な地域(逆転層が発生する場所など)の情報を整理し、住民に日頃から提供しておくべきである。</li> <li>・これまでの経験を蓄積し、公開することは重要である。閣議アセス以降、これまで行われた全ての環境影響評価について、評価書等を公表すべきである。</li> </ul>	<p>基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えられておりますが、検討委員会報告でも指摘されており、住民等のより一層の理解の促進、技術基盤の整備、住民等への情報提供等に関する取組を進めていきたいと考えております。</p>
65	<p>基本的事項に定められたアセスの対象になる事業の規模を引き下げるべきである。あるいは特に環境への影響を考慮すべき事業内容を個別に選定すべきである。理由としては、現在のアセスでは世論が求めるだけの環境保護を各種事業において実現することは困難であると思われるため。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
66	<p>現在のアセスがどれだけ効果をあげているか個別の事例について検討した場合、その困難の原因にたいしてはたして基本的事項の点検やSEAでことたりるかという疑問がある。まずアセスが健全に稼働するためにはその事業主と地域住民が対等の力関係にあるが理想的である。事業の規模が拡大するほどにこの関係は崩れ、結果代償処置に頼らざるを得ない。また地域特性としてコンセンサス以前から同意のできあがっている場合もある。こうした場合そもそも環境に配慮することは困難である。国民がこの環境影響評価にもとめているものはそもそも事業者がコンセンサスをうるためのだけのツールではないと思われる。自然は地域のものであり不特定多数の国民のものであるということに答える必要があると考える。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
67	<p>(対象事業の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が許認可を行わない事業も、環境影響が大きければ無条件に対象とすべきである。</li> <li>・施行令に定められた第一種事業、第二種事業の規模要件が巨大で、事業の大半が法の適用対象外というものがある(例えば廃棄物処分場)。第一種事業の規模要件は少なくとも当該事業の平均規模まで引き下げる必要がある。</li> </ul>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>

68	<p>(環境影響評価の意味・位置づけについて) 環境影響評価を、工事を前提としたマニュアルとして行うのではなく、事業を行うか否か、行うとしたらどの案がいいのかを選択する重要な意思決定手段と位置づけるべきである。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
69	<p>(基本的事項と主務省令の仕分けについて) 基本的事項と事業官庁の技術指針を定める主務省令との区分けとして、評価を行うか否かの重要な判定基準、追加の環境保全措置を行うか否かの重要な判定基準、については基本的事項で定め、事業官庁の定める技術指針に評価を行うか否か、追加の環境保全措置を行うか否か、などをゆだねないこと。事業官庁の定める技術指針は、具体的にどのような追加環境保全措置により環境基準を達成するか、などを定めること。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項と主務省令の関係については、法律で明らかにされており、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
70	<p>(事後評価と事前評価の比較及び改善措置) 事前予測は、排出等に関しては当該事業に係る新たな排出基準、予測した濃度、騒音などは環境基準とみなし、供用後はあらゆる手段をもってそれを達成するようにすべきである。事後評価で上回った際の措置をどうするかは環境影響評価の質を保つためにも、地域の環境をまもるためにも不可欠である。事前予測をいい加減にし、事後に評価値を超えたが特に対処はしない、などというような運用を許す余地があってはならない。事業中あるいは事後評価で、各環境指標が事前予測値を上回った場合(事前評価を実施しない項目について事後評価で環境負荷が認められた場合を含む)の緊急対応と発動要件を事前に定めるべきである。緊急対応を行ってもなお予測値以下にならない場合には供用停止とするよう求めるべきである。とりわけ、環境基準を達成できない場合にはただちに供用停止を求めることを記載しておくべきである。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>
71	<p>(環境影響評価における「時のアセス」) 一定期間(たとえば3年)たって完成しないもの、および気象や生態、それに関連する人間活動の要素に変更があったと見なされるものは、自動的に環境影響評価手続きを最初からやり直すべきである。後者の判断を事業者や主務官庁が自らするとは考えにくいので、住民等や専門家が指摘し、新設する第三者機関(注 事業者や業界団体、事業者の顧問等をつとめる学者の入る利害調整機関ではない)もしくは中央環境審議会の審議を経て環境大臣が認めたものとすべきである。</p>	<p>重要な御指摘と考えておりますが、基本的事項で規定できる事項の枠外であると考えております。</p>